

刑事控訴審における公判手続の流れ

控訴申立て（第1審裁判所に対し）

↓
第1審裁判所が、訴訟記録及び証拠物を控訴裁判所（高等裁判所）に送付

第1回公判期日前

- ・高等裁判所が訴訟記録等を受理
- ・控訴申立人による控訴趣意書の提出
（・相手方による答弁書の提出）
- ・高等裁判所による控訴趣意書、答弁書、訴訟記録の検討

第1回公判期日

- （・人定質問）
- ・控訴趣意書に基づく弁論
- ・相手方の弁論（口頭による意見又は答弁書に基づく陳述）
- （・事実の取調べ）
- （・事実の取調べに基づく弁論）

続行公判期日

- ・事実の取調べ
- ・事実の取調べに基づく弁論

※ 刑事裁判の控訴審は、裁判官3名の合議体で審理が行われます。
また、被告人は、特に裁判所から出頭を命ぜられた場合以外は、公判期日（判決宣告期日を含む。）に出頭することを必要とされていません。

判決宣告期日

判決宣告